

平成30年8月22日

「アジア向け木製家具・建具等輸出商談会（東京）」の参加者の募集について

一般社団法人日本木材輸出振興協会

事務局長 井上 幹博

当協会は、「木材輸出特別支援事業（EU等に対するデザイン性の高い木製家具・建具等の輸出促進）」（平成29年度農林水産省補助事業）の一環として、東京で「家具・建具・木材製品商談会（東京）」を開催することとしており、参加される希望者を募集します。

参加を希望される方は、別添の「アジア向け木製家具・建具等輸出商談会（東京）参加者応募実施要領」を熟読のうえ、別紙1の「商談参加申込書」に記載のうえ、実施要領の5に記載した提出期限までにご応募下さい。

別 添：アジア向け木製家具・建具等輸出商談会（東京）参加者応募実施要領

[別紙1：商談参加申込書（Word）](#)

[別紙2：商談参加海外企業の概要](#)

平成30年8月22日

## アジア向け木製家具・建具等輸出商談会（東京）参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

### 1. 実施目的

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を平成31年までに1兆円水準とする政府目標の前倒し達成に向けて積極的に取り組んでいます。

当協会は、「木材輸出特別支援事業（EU等に対するデザイン性の高い木製家具・建具等の輸出促進）」（平成29年度農林水産省補助事業）の一環として、当協会の構成員や木材産地・輸出に取り組む事業者、家具・建具等関係業界団体と連携し、オールジャパンでの木製家具・建具等木材製品の海外販売促進活動の強化を支援することを目的として、中国、韓国等のバイヤーを招聘し、「アジア向け木製家具・建具等輸出商談会（東京）」を開催することとしています。

### 2. 商談会の開催日時と開催場所

開催日時：平成30年11月15日（木） 13：30～17：30

開催場所：東京ビックサイト 会議棟6F 604会議室

（東京都江東区有明3-11-1）

### 3. 実施方法

以下のとおり。

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する双方企業の要望・意見を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談組み合わせ表を作成し、商談活動実施行

程、商談当日時間割とともに双方の企業に送付します。

- ③ 商談当日、商談会場に設置した商談スペースにおいて、組み合わせ表に従って個別商談を行います。
- ④ 商談後、商談の結果を踏まえ、商談双方の要望に応じた情報の提供や助言、商談アンケート調査を行います。

#### 4. 商談の主要対象品目及び参加者募集定員数

主要対象品目：国産材を使用した木製家具、建具、内装品等木材製品

参加者募集定員数：8社程度（なお、海外参加企業の概要は別紙2参照）

#### 5. 応募申請

##### （1）応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した木製家具・建具等木材製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること
- ③ 当協会が求める商談のための書類の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査（聞き取り調査を含む）に応じること

##### （2）応募の提出書類

商談参加希望者は、別紙の「商談参加申込書」にご記入のうえ、郵送又は電子メール等により10月19日（金）までに当協会にご提出下さい。

ただし、郵送の場合は、「商談参加申込書」については、郵送と同時に当協会宛てにFax、又は電子メールでご送信下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

#### 6. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知します。

(審査事項)

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した木製家具・建具等木材製品の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

## 7. その他

(1) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

(2) 商談会中止の場合

協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等となった場合
- ② その他やむを得ない事由により、協会として商談会の開催が不適當もしくは不可能となった場合

(3) 商談参加の取り消し等

商談参加者の確定後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、商談参加者の確定後 10 日以内に限りです。

協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協

会は賠償請求できるものとします。

## 8. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 井上、上島、川面

担当者 E-mail： [mail@j-wood.org](mailto:mail@j-wood.org)